

株式会社ホリスティック南飛驒
(飛驒川温泉しみずの湯)

銘柄コード
法人番号 4200001025939

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	78	洗濯・理容・美容・浴場業
細分類 (申請事業)	7841	一般公衆浴場業
エネルギー管理統括者	【役職】 代表取締役 【氏名】 和田 剛	

エネルギー総使用量	11,353	GJ	293	kℓ
前年度エネルギー総使用量				kℓ
非化石エネルギー総使用量		GJ		kℓ
調整後温室効果ガス排出量				t-CO ₂

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位※注 (2023年度実績)	原単位分母				
	主たる事業の構成割合 %				
事業者全体のエネルギー消費原単位対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
事業者全体の5年度間平均原単位変化(%)					

※主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したものである。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位 (2023年度実績)	原単位分母				
	DR実施日数				
事業者全体の電気需要最適化評価原単位対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
事業者全体の5年度間平均原単位変化					

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分		
目指すべき水準	kℓ/t以下	
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分		
目指すべき水準	kℓ/t以下	
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況		-
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況		-

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量の量】

種別	合計量	
Jクレジット		t-CO ₂
-	-	t-CO ₂
-	-	t-CO ₂
-	-	t-CO ₂

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	18.5%				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
					17.4%
目安設定業種					
目安(2030年度)					
目標(2030年度)					
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
目安設定業種	-			-	
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
					-

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

--

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

<p>1. エネルギーの使用の合理化に関する事項 弊社はオープン2年目(平成17年)よりデマンドコントローラーを設置し、従業員全員で節電に取り組んでいます。オープン時332kwhだった契約電力ですが、令和6年現在261kwhまで落とせました。今後もスタッフ一丸となり節電に取り組んでいきます。</p> <p>2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項 弊社は平成16年にオープンしました。電球は殆どが蛍光灯です。今後は何年かかけて全館LED化にできるよう取り組んでいきます。</p>

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

<p>1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)</p> <p style="height: 80px;"></p> <p>2. 関連リンク</p> <table border="1"> <tr> <td>(タイトル)</td> <td>: ●●●●●●(URL)</td> </tr> <tr> <td>(タイトル)</td> <td>: ●●●●●●(URL)</td> </tr> <tr> <td>(タイトル)</td> <td>: ●●●●●●(URL)</td> </tr> </table>	(タイトル)	: ●●●●●●(URL)	(タイトル)	: ●●●●●●(URL)	(タイトル)	: ●●●●●●(URL)
(タイトル)	: ●●●●●●(URL)					
(タイトル)	: ●●●●●●(URL)					
(タイトル)	: ●●●●●●(URL)					

(注意事項)

- ・赤字囲み欄は必須記載です。
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。

